

[事案 26-9] 遡及解約請求

・平成 26 年 12 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

解約を申し出ていたにもかかわらず、募集人が解約手続を行わなかったことを理由に、遡及解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 7 月に契約した医療保険について、平成 25 年 1 月末頃、解約する意思を募集人に明確に伝えた。しかし、解約手続が行われることはなく、平成 25 年 5 月まで保険料の引き落としが継続されてしまった。(平成 25 年 8 月失効)

納得できないので、以下の対応をしてほしい。

- (1)平成 25 年 1 月末時点に遡って解約手続が行われたものとし、以降の保険料の返金、および同時点における解約返戻金の支払い（主張①）。
- (2)また、募集人から、勧誘目的を秘して募集行為を繰り返すという不当な販売行為を受けたものとし、慰謝料および損害賠償（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)1 月末には解約請求書の提出もなく、保険料の支払いは継続し、7 月になって自動振替貸付の不適用申出が提出されたことに鑑みると、申立人が平成 25 年 1 月末に解約の意思表示を行ったとの事実は認められない。
- (2)勧誘目的不表示にかかる主張についても、申立人勤務先に対しては、保険募集案内および既契約者へのアフターサービスを目的として訪問することについて許可をいただいております。募集人の活動がこの許可内容を外れていたとの事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の指導担当者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1)主張①については、平成 25 年 1 月の解約申し入れにより本契約が終了したことの確認。
- (2)主張②については、不法行為にもとづく損害賠償請求。

2. 主張①について

- (1)契約者は、いつでも契約を解約して終了させる権利があるが、解約のような重大な事項に関しては、その意思が確定的で明確である必要があるため、約款上、解約請求書の提出が要件とされている。また、募集人には、解約申し入れの受領権はないため、募集人に対する口頭の申し入れにより解約の効力が生ずるものではない。
- (2)この点、本件においては平成 25 年 1 月頃、申立人が募集人に対し解約請求書を提出した事実はない。なお、同時期、募集人に対し解約の意思を表明した事実を認めるに足りる証

拠はない。

3. 主張②について

- (1) 申立人は、申立書および事情聴取において、損害賠償請求の根拠事実として、募集人は、申立人が平成 25 年 1 月頃から契約の解約および貯蓄型のものを除き新たに保険契約をする意思がないことを明らかにしているにもかかわらず、それ以降も新たな契約の募集の目的を秘し、あるいは偽って面会を求めることを繰り返し、申立人がこの行為は違法であることを指摘したにもかかわらず、不当な販売行為をくり返したとしている。
- (2) しかし、申立人は同年 3 月には募集人を介して新たな保険契約を申し込んでいること、面会を拒絶した事実を認められないこと等からも、申立人の主張を認めることはできない。

4. 和解の理由について

- (1) 平成 25 年 5 月に、申立人が募集人に対して送信しているメール内容から、解約について募集人上司との面談を要求していることがうかがわれる。
- (2) したがって、申立人は募集人にそれ以前に解約を申し入れていたものと推認されることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断する。